廃棄物運搬業務仕様書

（目的）
第１条　本仕様書は、生駒市清掃センターにおけるごみの焼却により発生する廃棄物を最終処分場まで運搬する業務の単価契約について、その概要を定めるものである。

（運搬期間）
第２条　運搬期間は次のとおりとする。
令和７年７月１日 から 令和１０年６月３０日 まで

（運搬物）
第３条　運搬する廃棄物は、次のとおりとする。
１　焼却灰（一般廃棄物）
２　ばいじん処理物（一般廃棄物）

（積込み場所及び搬入先）
第４条　廃棄物の積込み場所及び搬入先は次のとおりとする。
１　積込み場所　生駒市清掃センター（生駒市俵口町２１１６番地９１）
…（別図 １）

２　搬入先　大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地（堺市西区築港新町 4 丁 4 番）
…（別図 ２）
または
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地（大阪市西淀川区中島 2 丁目 10 番 100 号）
…（別図 ３）

※令和７年度、令和９年度及び令和１０年度は堺基地、令和８年度は大阪基地を予定しているが、受入側の事情等により他の基地に変更する場合もある。

（業務内容）
第５条　業務の内容は、別紙「廃棄物運搬業務内容」のとおりとする。

（業務の準備及びその期間）
第６条　入札において決定した受託者は、業務実施に支障がないよう、“「廃棄物運搬業務内容」１廃棄物運搬車両”に記載する内容に基づき運搬車両の準備を行い、令和７年６月２４日までに“「廃棄物運搬業務内容」２書類の提出”に記載する内容に基づき、委託者へ必要書類の提出を行うこと。さらに、運搬業務を担当する運転手は、業務開始までに、運搬経路を十分に熟知すること。

（発注量）
第７条　契約期間予定発注量（年度ごと）及び１日あたりの予定発注量は次のとおりとする。ただし、当該数量は、過去の実績から算出したものであることから今後のごみ発生量により発注量が前後することがある。

契約期間予定発注量（年度ごと）

年度	予定発注量(t)	搬入先
令和７年度 （７月～３月）	１，９００	大阪湾広域臨海環境整備センター 堺基地
令和８年度 （４月～３月）	２，５２０	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪基地
令和９年度 （４月～３月）	２，５１０	大阪湾広域臨海環境整備センター 堺基地
令和１０年度 （４月～６月）	６２０	大阪湾広域臨海環境整備センター 堺基地
合計	７，５５０	

１日あたりの予定発注量については、１日あたり１０ｔ車両１台で２回（午前１台分、午後１台分）または１回の搬送が主となるが、大阪湾広域臨海環境整備センターの休日明けや清掃センターの焼却炉が２炉同時に稼働している場合は１日あたり１０ｔ車両２台で各２回（午前２台分、午後２台分）となる場合がある。また、不測の事態が発生した場合、受託者は委託者と協議のうえ可能な限りの搬送を行うものとする。なお、登録する車両の積載重量により１日あたりの搬送回数が変動する場合がある。

（費用負担）
第８条　受託者は、本業務に必要な有料道路の通行料金等を全て負担するものとする。（信貴生駒スカイラインの通行料についても、受託者負担とする。）

（長期継続契約に係る特則）
第９条　生駒市は、令和８年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。

（法令等の遵守）
第１０条　受託者は、業務の実施に際し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「道路交通法」その他各種法令等を遵守し、万全の注意を払うものとする。

（契約金額の見直し）
第１１条　法令変更及び大幅な物価変動の影響を受け、単価の見直しが必要な場合は、受託者が示す明確な積算根拠を基に、委託者と受託者が協議を行い価格の確認を行ったうえで契約単価の変更契約を行うことができるものとする。
２　消費税の税率が改定された場合は、その税率に合わせて、契約単価を変更する変

更契約を行うものとする。
３　受託者の責に帰さない事由により大幅な車両の改造が必要となる場合は、生駒市と受託者双方協議のうえ契約金額の見直しを行うことができるものとする。

（その他）
第１２条　本仕様書に明記されていない事項については、契約者双方協議のうえ定めるものとする。

廃　棄　物　運　搬　業　務　内　容

1　廃棄物運搬車両

・運搬に使用する車両の仕様は、次の条件を全て満たすものとする。

(1) 生駒市清掃センターの操業及び搬入先の受入れに支障を来すことなく、積み降ろし作業が円滑適正に行うことができるものであること。
（積込み場所詳細図　資料２）

(2) 積込み及び運搬時に廃棄物が飛散、並びに流出することのない措置が講じられていること。

(3) 当施設で発生する廃棄物を１台あたり概ね１０ｔ運搬できるものであること。（ただし、１回の運搬が１０ｔとは、限らない）

(4) 冬期の積雪時に対応できるものであること。

(5) 契約期間中においては、別紙様式にて使用する車両を委託者に届け出たうえで、３台（予備を含む）以上、原則８台以下の車両が本業務に対応できるよう体制を整えること。また、常時使用する運搬車両を１台定め、その車両は車検、故障等のやむを得ない事情を除き、本業務の運搬に使用すること。

(6) その他、大阪湾広域臨海環境整備センターが定める条件に適合すること。

2　書類の提出

・業務の履行にあたり、様式１「運搬車両届出書」にて使用する車両を届け出たうえで、その他必要な書類を提出すること。

・大阪湾広域臨海環境整備センターでの最終処分にあたり、廃棄物を運搬する車両の登録手続きを行わなければならない。そのため、新規及び変更等の手続きが必要な場合は、以下の書類を委託者の指定期限までに委託者へ提出を行うこと。ただし、（２）については、車両重量が車検証と異なる場合にのみ必要。

（１）車検証の写し

（２）大阪湾広域臨海環境整備センターで車両空車重量を計測し受け取る車両空車重量を記載した書類。（計量時には、常時装備している物を含む状態とし車両の燃料が平均的な量となるように努めることとする。）

・業務履行にあたり、廃棄物を運搬する車両を運転する運転手の免許証の写しを委託者に提出すること。

・契約期間中に登録車両を修繕や改良することにより風袋重量が変動する場合は、様式２「車両修繕・変更計画書」に必要事項を記入し委託者へ提出するとともに、大阪湾広域臨海環境整備センターで車両空車重量の計測を行い、その結果の書類を提出すること。

3　業務計画

・大阪湾広域臨海環境整備センターの受け入れ可能な日は、運搬が行えるように体制を整えることとする。（平日の運搬を原則とするが、祝日における大阪湾広域臨海環境整備センターの受け入れ可能な日についても対応すること。）

・市が指定した日時に業務を行うものとする。

・大阪湾広域臨海環境整備センターが天候不良により受け入れが不可能になること

及び本施設の突発的な不具合による施設停止等により、運搬計画が変更となる時に備え、本施設からの連絡を２４時間常時受付が行える体制を整え、連絡があるときには、速やかに運搬業務の調整を図ることとする。
・運搬業務予定日の前日においても０ｔ（運搬無し）から４０ｔまでの範囲において運搬量の変更に対応するものとする。
・運搬業務当日において突発的な不具合等により廃棄物の発生がない場合は、当日の運搬業務の中止に応じることとする。
・大阪湾広域臨海環境整備センターが天候不良により受け入れが不可能になり、施設に廃棄物が蓄積した場合、大阪湾広域臨海環境整備センターの受け入れが可能になり次第、大阪湾広域臨海環境整備センター受付時間内において、可能な限り運搬を行う態勢を整えるものとする。
・廃棄物の積込みは、午前９時以降とし、その日の受入時間内（午前９時～午後４時３０分）に搬入先に運搬するものとする。ただし、業務計画上必要がある場合は、委託者と協議のうえ、廃棄物の積込み時間を変更できるものとする。

４　積込み作業
・積み込みの日時及び台数の確認は清掃センター現場作業員から行い、原則として受託者はその日時及び台数に合わせて準備を行うこと。
・清掃センター施設内においては現場作業員の指示に従い、車両の往来、廃棄物の積込みを行うものとする。
・廃棄物の積込みは、現場作業員と協力し、事故防止対策を図り、速やかに行うこととする。
・積載重量を計量機で確認するものとする。（積込み位置図　資料１）

５　運搬経路
・廃棄物を運搬する際は、道路交通法を遵守のうえ、計画運搬量どおり運搬が行えるよう、道路交通情報を十分把握し、廃棄物の運搬を速やかに行うこと。
・大阪湾広域臨海環境整備センター付近については、原則として別図２搬入先及び運搬経路図に記載の指定した運搬経路を往来すること。

６　大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬入作業
・廃棄物の搬入作業は、大阪湾広域臨海環境整備センターが定める搬入先の基地に応じた「廃棄物搬入要領」に従い行うものとする。
・搬入先の基地に応じた「廃棄物搬入要領」に変更がある場合は、これに従うこと。

様式１

令和　　年　　月　　日

運搬車両届出書

生駒市長　殿

住　　所
社　　名
代表者名

　生駒市と契約を締結している廃棄物運搬業務において使用する車両（常時使用する運搬車両及び予備車両）について、以下のとおり提出します。

項目		車両番号（新）	車両番号（旧）	備考
１	常時使用する運搬車両			
２	予備車両			
３	予備車両			
４	予備車両			
５	予備車両			
６	予備車両			
７	予備車両			
８	予備車両			

・常時使用する運搬車両は、車検及び事故等の特別な理由が無い限り、運搬を要する日に使用します。
・予備車両は、廃棄物の運搬量が多く、常時使用する運搬車両だけでは、廃棄物を全量運搬できない場合、又は、常時使用する運搬車両が車検及び事故等の特別な理由により運航できない場合の代車として使用します。

様式２

令和　　年　　月　　日

車両修繕・変更計画書

生駒市長　殿

住　　所
社　　名
代表者名

このことについて、以下のとおり連絡します。

対象車両番号	
修繕・変更内容	

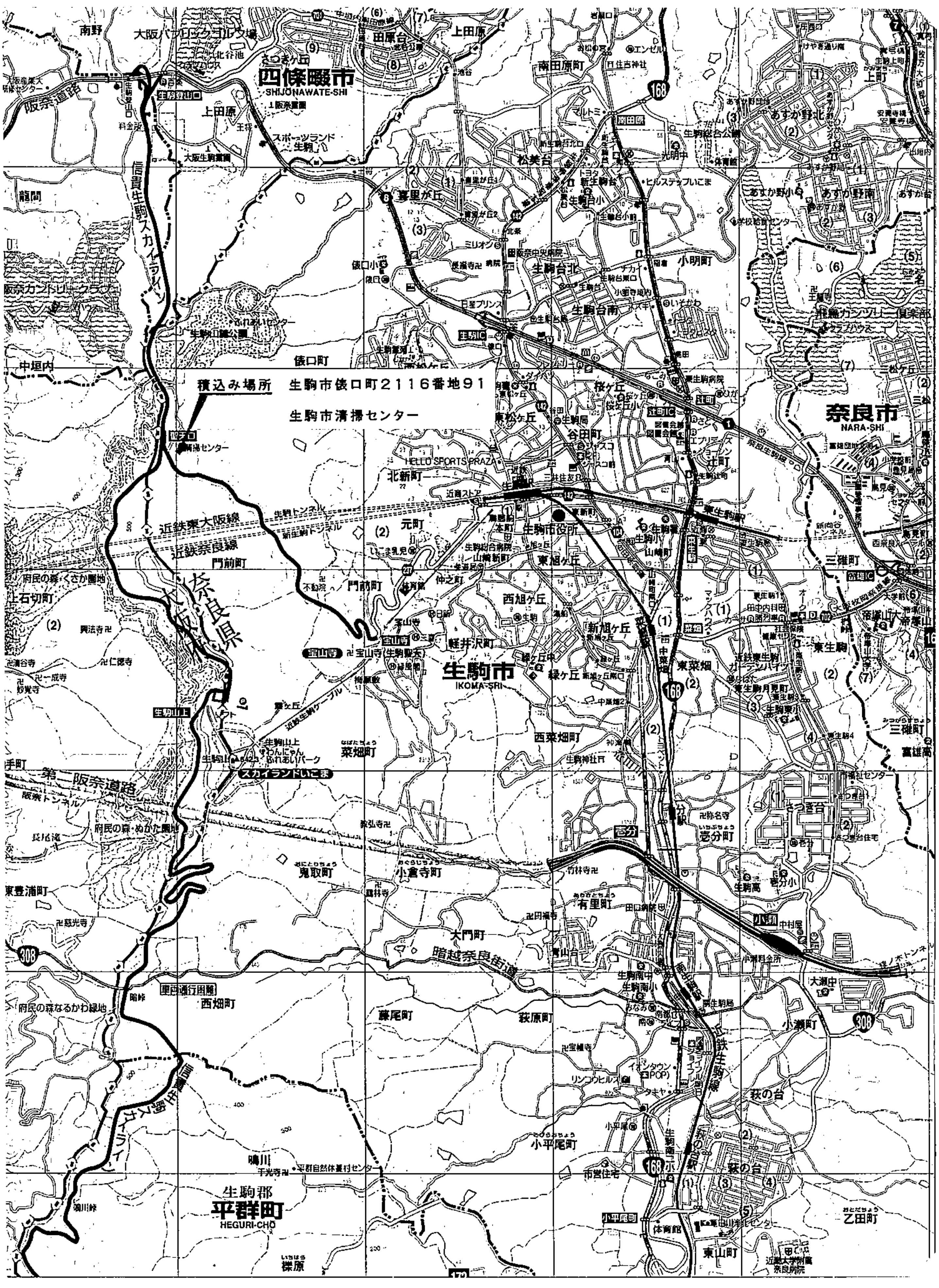
積込み場所　生駒市俵口町２１１６番地９１
生駒市清掃センター
四條畷市
SHIJONAWATE-SHI
奈良市
NARA-SHI
生駒市
IKOMA-SHI
生駒郡
平群町
HEGURI-CHO
奈良県
大阪府
信貴生駒スカイライン
第二阪奈道路
阪奈道路
近鉄東大阪線
近鉄奈良線
近鉄生駒線
暗越奈良街道
生駒市役所
俵口町
上田原
南田原町
あすか野北
あすか野南
生駒台北
生駒台南
東松ケ丘
谷田町
桜ケ丘
辻町
北新町
元町
門前町
西旭ケ丘
東旭ケ丘
新旭ケ丘
軽井沢町
緑ケ丘
菜畑町
西菜畑町
東菜畑
鬼取町
小倉寺町
有里町
壱分町
大門町
西畑町
藤尾町
萩原町
萩の台
小平尾町
東山町
乙田町
小瀬町
三碓町
富雄高
三松ケ丘
上町
南野
龍間
中垣内
上石切町
東豊浦町
櫟原
鳴川
スカイランドいこま
宝山寺
生駒山上
生駒IC
辻町IC
壱分
小瀬
168
308

別図　１　積込み場所

以下の図の４番ルート

別図　２　　搬入先（堺基地）

大阪基地搬入ルート図　（円内は、搬入車証の裏面を参照）

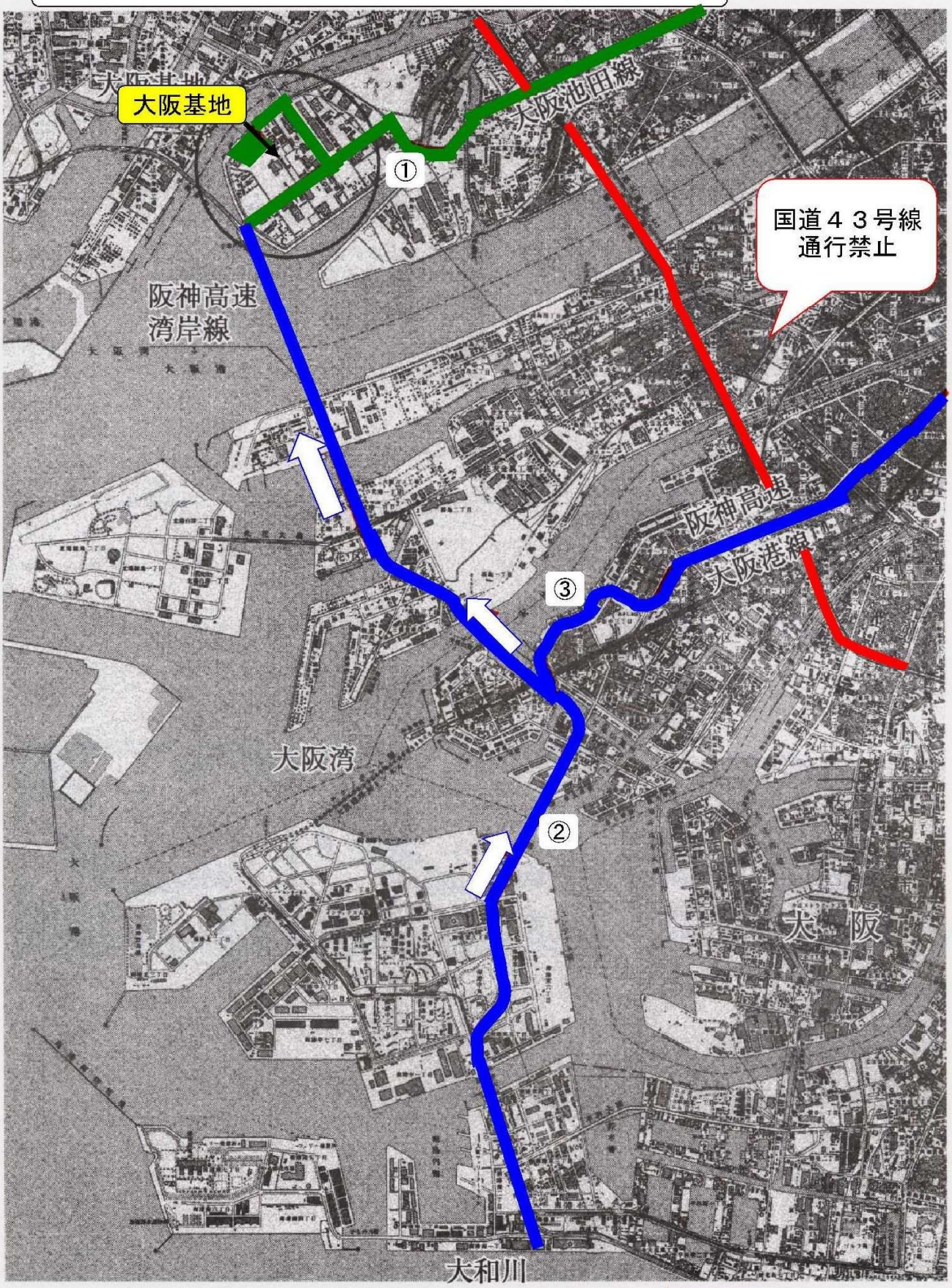

別図　３　　搬入先（大阪基地）

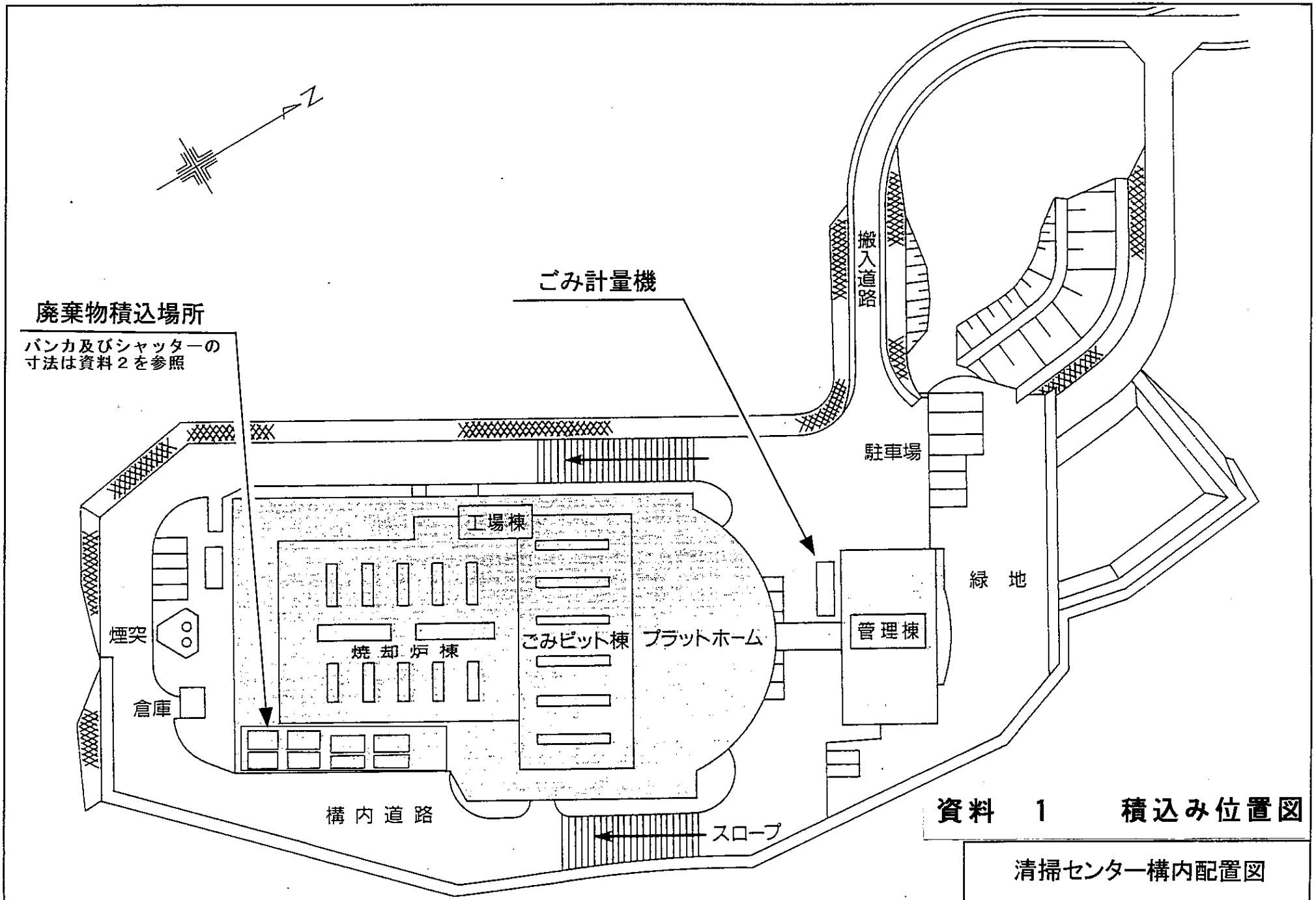

資料　1　　積込み位置図

清掃センター構内配置図

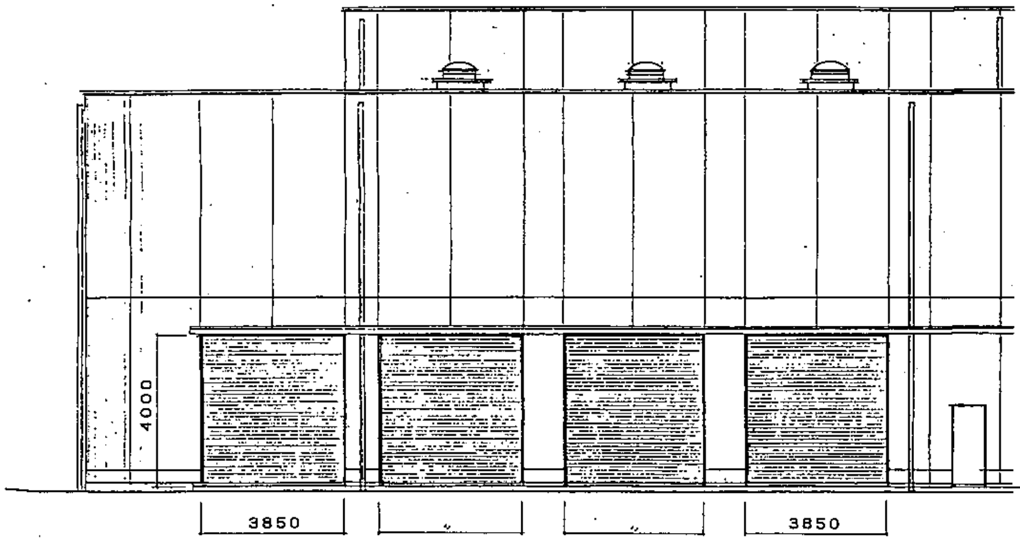

灰バンカ室入口　立面図

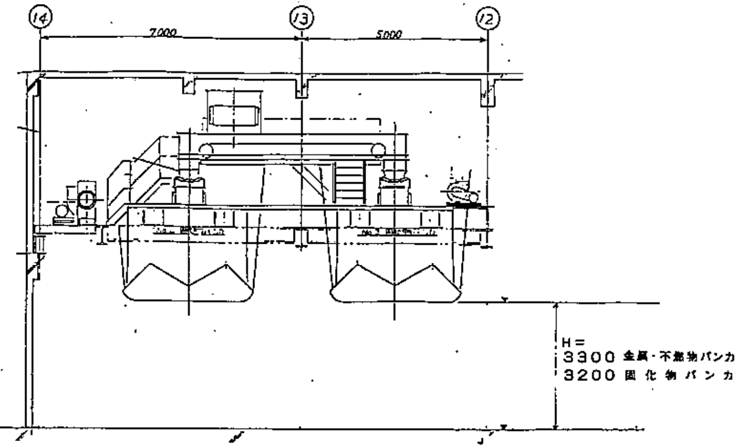

灰バンカ室　断面図

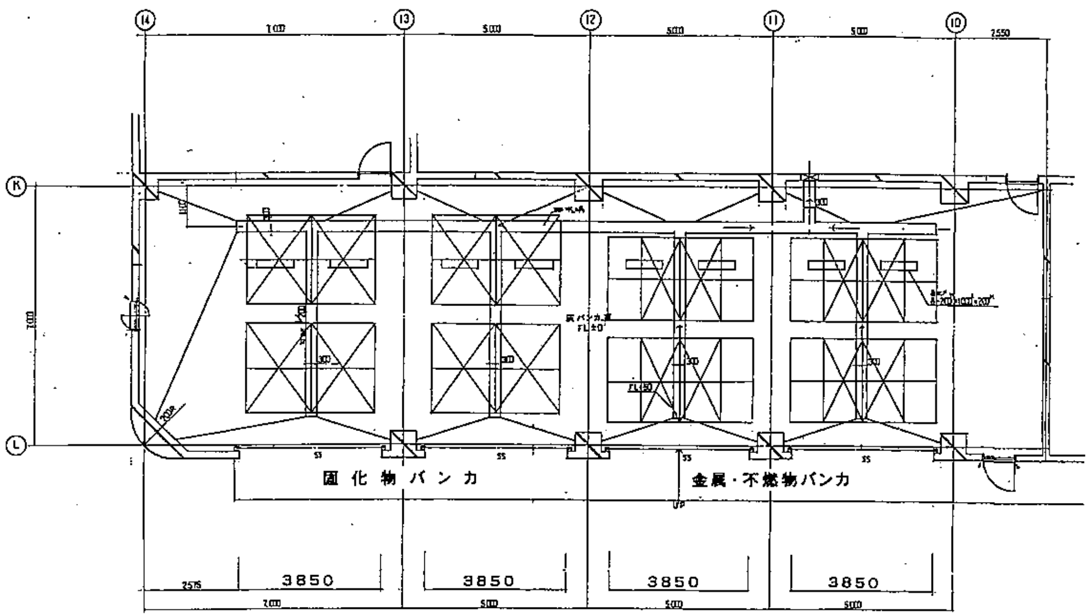

灰バンカ室　平面図

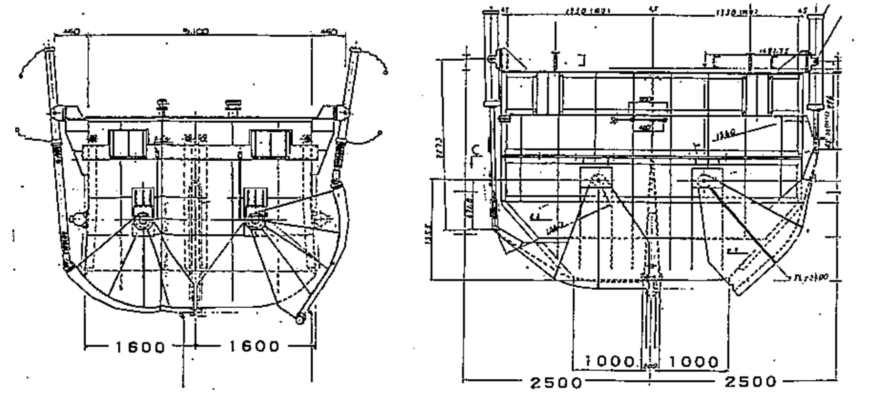

固化物バンカ　詳細図

金属・不燃物バンカ　詳細図

ゴムのれん取付金具から床まで3，305mm
ゴムのれん下から床まで2，885mm

資料　2　積込み場所詳細図

灰バンカ室概要図

生駒市清掃センター